

■要求水準書【設計・建設業務編】に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
48	1	第1章	第1節	1	事業の概要	事業期間終了後も継続し、竣工から30年以上を予定とありますが、具体的な年数があればご教授願います。	具体的な年数はありません。環境省発行、『廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き』の考えに則り、使用年数を考えています。
49	2 別紙2	第1章	第1節	5 (1)	敷地面積	「(1)クリーンセンター用地面積：約25.5ha」とありますが、本用地は、別紙2の津山圏域クリーンセンター計画平面図に記載の朱書き点線範囲と考えてよろしいでしょうか。また「(2)本施設用地面積：約3.1ha」とありますが、本用地は、別紙2の津山圏域クリーンセンター計画平面図に記載の朱書き実線範囲と考えてよろしいでしょうか。	(1)朱書き点線範囲内から、別紙1に示す還元施設を除く25.5haとします。 (2)ご理解のとおりです。
50	3 別紙2	第1章	第1節	7 (2) 6 ⑥	道路条件	「別紙2に示す位置指定道路予定道路を前面道路として接道」とありますが、本道路の設置工事は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。また、工事計画に必要となるため、本道路の仕様(道路幅、傾斜角度等)及び道路完成時期を御教示願います。	設置工事は本組合所掌です。 道路の仕様は、道路幅W=12.0m(歩道を含む)、道路勾配i = 2.0~8.0% とします。 道路完成時期(仮舗装状態)は、平成25年12月予定です。 なお、建築確認申請は、クリーンセンター用地全体(還元施設用地、最終処分場用地を除く)を敷地とし、前面道路は進入路の取合い市道(法42条1項1号)とします。
51	3 別紙2	第1章	第1節	7 (3)	搬入道路	別紙2に記載の搬入道路の設置工事は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。また本道路の仕様(道路幅、傾斜角度、路盤厚、舗装厚等)及び道路完成時期を御教示願います。	No.50に示すとおりです。
52	3	第1章	第1節	6	(1)全体計画	15)の色彩について、御組合が希望されている基本的な色調があれば、ご教示願います。	事業者提案に委ねます。ただし、最終的な色彩は、事業者提案をもとに本組合と協議により決定します。
53	3	第1章	第1節	7	立地条件	本施設用地内の緑地率等に関する規定があれば、御教示願います。	緑地率に規定はありません。
54	3	第1章	第1節	7 (2) 6 ①	保安林	保安林について、一部指定(約1.5ha)とありますが、本計画敷地内で該当するエリアを御教示願います。	保安林については、本施設用地に影響はありません。
55	3 別紙2	第1章	第1節	7 (4)	敷地周辺設備	別紙2に記載のユーティリティ取合点(電気以外)については、雑用水、生活用水、下水道の取合い点と考えてよろしいでしょうか。またユーティリティ取合点(電気)については、電話NTT柱、CATV、インターネットが含まれているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、すべて地下埋設により計画しています。
56	3 別紙2	第1章	第1節	7 (4) 2 ①、 ②	用水	別紙2に記載のユーティリティ取合点(電気以外)での上水及び雑用水の接続配管口径を御教示願います。	上水はφ 75、雑用水はφ 75です。
57	4	第1章	第1節	7 (4) 2 ①	プラント用水	①プラント用水として使用する雑用水の水質(別紙3)の各測定項目の単位をご教示願います。	水温：℃ 濁度：度 pH値：無次元 塩化物イオン：mg/L 鉄及びその化合物：mg/L カルシウム・マグネシウム等(硬度)：mg/L 蒸発残留物：mg/L 総酸度：mg/L 総アルカリ度：mg/L 電気伝導率：μ s/cm
58	4	第1章	第1節	7 (4) 2 ①	プラント用水	雑用水をプラント用水として利用するにあたり、別紙3にて水質分析結果をお示しいただいていますが、さらに項目を追加して分析したいため雑用水のサンプリング(1L程度)をさせていただくことは可能でしょうか。	参加資格が確認された入札参加者に限り可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
59	4	第1章	第1節	8	整備期間	貴組合所掌の造成工事の着工及び完了期間を御教示願います。また造成工事の遅れに伴う、本工事への影響があった場合の工期延長は可能と考えてよろしいでしょうか。	造成工事の着工は平成24年11月、完了は平成26年1月です。なお、本工事の遅延による工期延長については、ご理解のとおりです。
60	4	第1章	第1節	8 (1)	着工予定	着工予定の「平成24年11月」は『入札説明書 P3(4)事業期間』より、「平成24年12月」と読み替えればよろしいでしょうか。あるいは「特定事業契約締結後直ちに着工」と理解すればよろしいでしょうか。	平成24年12月とします。
61	4 別紙2	第1章	第1節	7 (4) 4)	排水	別紙2に記載のユーティリティ取合点(電気以外)での下水道との取り合い詳細(接続配管径や人孔の設置等)を御教示願います。	取合い下水道は、配管径φ 150、1号人孔です。
62	4 別紙2	第1章	第1節	7 (4) 4)	排水	本施設用地内の雨水排水については184ページ「第4章 第3節 2(2)構内排水設備」にて敷地調整池に接続とご指示がありますが、接続位置を御教示願います。	別紙1に示すとおりです。
63	4 別紙2	第1章	第1節	7 (5)	ユーティリティ取合点	別紙2に記載のユーティリティ取合点について、電気については、本紙記載の取合点において、事業者により施設用地内第1柱を建柱するものと考えてよろしいでしょうか。	電気については、取合い点において電力会社が高圧キャビネットを設置し、区分開閉器以後は、地下埋設により、事業者が配管・配線等を行うものとします。
64	5	第1章	第2節	1	処理能力	表1 計画処理量について、月別搬入係数等の年間の搬入予定のわかる資料があれば、ご提示願います。	要求水準書別紙7より推定してください。
65	5	第1章	第2節	2	計画ごみ質	表2にご提示していただいている計画ごみ質は、表1の各処理対象物の割合を考慮したものと理解してよろしいでしょうか。また、下水・し尿処理施設し渣の搬入頻度および1回あたりの搬入量をご教示願います。	表2についてはご理解のとおりです。下水・し尿処理施設し渣は、週2、3回、1回あたり搬入量は2～4tです。
66	5	第1章	第2節	3	搬入出車両条件	最終処分場へ直接持込まれる1日当たりの車両台数を御教示願います。	最大10台程度です。
67	5	第1章	第2節	3	搬出入車両条件	各搬出入車両の寸法(特に高さ)及び最小回転半径をご教示願います。	各搬出入車両の最大高さは3.8m、最小回転半径は、事業者提案とします。
68	5	第1章	第2節	3 (1)	搬入車両	搬入車両種別ごとの曜日別及び月別台数、最大搬入台数等、搬入状況が確認できる搬入台数実績がございましたらご提示願います。	搬入台数実績は提示できません。
69	6	第1章	第2節	8	主要設備方式	5)有害ガス除去方式は「消石灰煙道噴霧式及び触媒脱硝式」となっていますが、89頁の脱硝設備の項には必要に応じとの記載があります。脱硝設備の採用については、提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	6 12	第1章	第2節 第3節	3 (2) 3 (2)	搬出車両	貴組合が搬出を委託する運搬業者には、「(2)搬出車両」にお示し頂いた車両を遵守していただくようご配慮願います。 (ご提示頂いた搬出車両に合わせ、重機を選定いたします。搬出車両の仕様が変わる場合、それに合わせて重機の変更等が必要となる場合があります。追加コストが生じる可能性があります。)	拝承します。
71	7	第1章	第2節	9	余熱利用計画	将来整備予定である還元施設について、その計画上の整備位置をお示しください。また、蒸気タービン廃熱を送るための計画範囲をお示しください。	別紙1に示すとおりです。蒸気タービン廃熱を送る計画範囲は、本施設用地内と還元施設とします。
72	7	第1章	第2節	9	余熱利用計画	建築関係並びに外構等に使用すると記載がありますが、外構等とはどのような用途をお考えでしょうか。	本施設用地内に設置する照明等を想定しています。
73	7	第1章	第2節	9	余熱利用計画	将来整備予定の場外還元施設については、将来用の機器設置スペースを見込んでおくものと考えてよろしいでしょうか。その場合、想定されている供給形態(温水、蒸気等)および供給熱量等の設計条件をご教示ください。	将来用の機器設置スペースについては、ご理解のとおりです。供給熱量は、3,000MJ/h以上とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答														
74	7	第1章	第2節	9	余熱利用計画	「発電を主とし」との記載に基づき、134ページ第2章 第12節 2 熱及び温水供給計画に記載の「余剰蒸気による場内熱供給」は費用対効果や発電への影響を総合的に考慮して、方式を事業者がご提案する計画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。														
75	7	第1章	第1節	9	余熱利用計画	「その他、蒸気タービン廃熱については、将来整備予定である場外の還元施設に送ることが出来るよう計画する」とありますが、還元施設の具体的な設置位置を御教示願います。また蒸気タービン廃熱を還元施設に送る為に必要な設備は、熱回収施設内までの設備を事業者所掌とし、熱回収施設外の送り配管設備等は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	No.71に示すとおりです。還元施設に送る為に必要な設備は、本組合の所掌とします。														
76	7	第1章	第2節	10(4)	焼却条件	CO濃度が瞬時100ppmを超える事態を生じないこと、とのご指示ですが、p28の表17にあるように、一酸化炭素濃度は4時間平均で30ppm以下、1時間平均で100ppm以下を遵守すればよろしいでしょうか。なお、100ppmを超えるピークを極力発生させないこととします。	ご理解のとおりです。なお、100 ppm を超える瞬時値は、1時間当たり3回以下とさせていただきます。														
77	8	第1章	第2節	11	処理生成物基準	「表3処理生成物基準(熱回収施設)」は、セメント会社および最終処分状の受入基準との理解しておりますが、主灰の粒径条件(最大粒子径、他)をご教示願います。また、処理対象ごみまたは既存焼却炉における処理生成物について、規制対象物質の含有量に係るデータがあればご提示願います。	主灰の最大粒子径は5mmとし、1mm以上が0.5wt%以下とします。  規制対象物質の含有量に係るデータは、ありません。														
78	8	第1章	第2節	11	処理生成物基準	粒径及び金属含有量の基準があればご提示願います。	No.77に示すとおりです。														
79	8	第1章	第2節	11	処理生成物基準	事業期間中に搬出先の変更が生じ、表3にお示し頂いた内容にも変更が生じた場合(項目追加・基準値の強化等)のリスクについては、貴組合にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。														
80	9	第1章	第2節	12	熱回収施設の処理フロー(参考)	ご提示のフローはあくまでも参考で、要求水準書に記載されている要求事項を踏まえ、環境負荷やライフサイクルコストの低減等を考慮して最適なプロセスを提案させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。														
81	10	第1章	第3節	1	処理能力	公称能力38t/5hと記載がありますが、その内訳をご教示願います。	内訳は次のとおりです。  <table border="0"> <tr> <td>不燃・粗大ごみ</td> <td>15.9t/日</td> </tr> <tr> <td>古紙類</td> <td>3.9 t/日</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>1.4 t/日</td> </tr> <tr> <td>その他プラスチック製容器包装</td> <td>9.4 t/日</td> </tr> <tr> <td>金属・缶類</td> <td>1.8 t/日</td> </tr> <tr> <td>びん類</td> <td>4.6 t/日</td> </tr> <tr> <td>蛍光管・乾電池等</td> <td>0.1 t/日</td> </tr> </table>	不燃・粗大ごみ	15.9t/日	古紙類	3.9 t/日	ペットボトル	1.4 t/日	その他プラスチック製容器包装	9.4 t/日	金属・缶類	1.8 t/日	びん類	4.6 t/日	蛍光管・乾電池等	0.1 t/日
不燃・粗大ごみ	15.9t/日																				
古紙類	3.9 t/日																				
ペットボトル	1.4 t/日																				
その他プラスチック製容器包装	9.4 t/日																				
金属・缶類	1.8 t/日																				
びん類	4.6 t/日																				
蛍光管・乾電池等	0.1 t/日																				
82	10	第1章	第3節	2	計画ごみ質	表5で、古紙類の手選別を行う仕様となっておりますが、P.15の処理フローには手選別の工程が記載されていません。表5に示す「手選別」とは、別紙6のごみ分別表に示されているように、種類毎(段ボール、新聞、雑誌等)にまとめて縛って搬入されたものを、種類別のヤードにそれぞれ移動する程度の選別作業が発生するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、多少の異物除去も業務範囲とします。														
83	10	第1章	第3節	2	計画ごみ質	不燃ごみ、粗大ごみのごみ組成をご教示願います。	組成データはお示しできません。														
84	10	第1章	第3節	2	計画ごみ質	ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、缶類、びん類の異物混入割合についてご教示願います。	ペットボトル、缶類、びん類は1%未満、その他プラスチック製容器包装は20%未満です。														
85	10	第1章	第3節	2	計画ごみ質	粗大ごみ中の不燃性粗大と可燃性粗大の比率及び古紙類のダンボール、その他雑誌、古布の割合を御教示願います。また、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、缶類、びん類の各組成割合も合わせ御提示願います。	データはお示しできません。														
86	10	第1章	第3節	2	計画ごみ質	その他プラスチック製容器包装と缶類、びん類につきまして、想定される異物混入率を御教示願います。	No.84に示すとおりです。														

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
87	11	第1章	第3節	2	計画ごみ質	※上記破砕対象物については、破砕機投入までの前処理は事業者提案とする、と記載があります。 これは、建築廃材300mm×300mm×3,800mmなどの大きな破砕対象物を破砕機に投入できる大きさに前処理することも含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	11	第1章	第3節	2	計画ごみ質	見かけ比重の条件で、スチール缶、アルミ缶がそれぞれ0.8t/m <sup>3</sup> 、0.4t/m <sup>3</sup> と記載されていますが、圧縮成型後の比重と思われるので御確認をお願い致します。	アルミ缶は0.03t/m <sup>3</sup> 、スチール缶は0.09t/m <sup>3</sup> です。
89	12	第1章	第3節	4	系列数	系列数に記載の処理量と、施設規模38t/日を10ページ2計画ごみ質の構成比より算出した各系列の処理量が一致しませんが、10ページに記載の内容を正と考えてよろしいでしょうか。	No.81に示すとおりです。
90	14	第1章	第3節	8	選別性能基準	表8に示されているその他プラスチック製容器包装の品質基準は、別紙6のごみ分別表に示されている注記(洗ったり、拭いたりして汚れを落とし、乾かしてください。・・・)に従い分別された状態で搬入されることを前提とした品質基準であると理解してよろしいでしょうか。	施設に搬入されたものであっても、不適物又は搬入禁止物として挙げているものの除去は、事業者の分別範囲とします。
91	23	第1章	第7節	3	試運転及び運転指導に係る費用	「ごみの搬入、焼却主灰・飛灰の資源化、資源物の売却は組合が負担する。」とありますが、焼却飛灰処理設備の試運転で発生する固化物については、事業者が本クリーンセンター内の最終処分場へ運搬し、処理いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本組合が、処分先まで運搬し処分します。ただし、処分先については、事業者より本組合に提案するものとします。なお、本クリーンセンター内の最終処分は不可です。
92	23	第1章	第7節	3	試運転及び運転指導に係る費用	「・・・ごみの搬入・・・資源物の売却は組合が負担する。」とありますが、「焼却主灰・飛灰、資源物の場外運搬」「処理不適物の処分」についても貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。	搬入禁止物については組合負担としますが、炉の能力による処理不適物については、事業者負担とします。
93	24	第1章	第8節	1 (3)	予備性能試験	予備性能試験の日数及び時間等の条件が記載されていないので、御指示願います。	予備性能試験の日数は3日とします。
94	28	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設性能保証項目	「表17熱回収施設性能保証項目1ごみ処理能力」におきまして、ごみ分析法の測定頻度については、実際の採取作業に要する時間から実施困難と思われるので、御組合との協議により決定するものとさせていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
95	29	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設性能保証項目	「1ごみ処理能力」の試験方法について、「(1)ごみ分析法②測定頻度:2時間ごとにサンプリングを行う」とありますが、引渡性能試験時のサンプリング回数については、貴組合と事業者にて協議の上、実施するものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
96	28	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設性能保証項目	「表17熱回収施設性能保証項目2排ガス」におきまして、ばいじんと硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素の測定回数を変えられておられる理由についてご教示願います。	硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素は、4時間平均値を測定することによります。
97	28	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設性能保証項目	「表17熱回収施設性能保証項目2排ガス」におきまして、保証値は煙突での測定値と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	29	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設性能保証項目	「2排ガス 煙突頂部排ガス温度:200℃以上(水分濃度20%以下)」及び「9 燃焼ガス温度 脱硝装置の入口温度:200℃以上」とありますが、脱硝装置を設置する場合はその入口温度200℃以上を遵守し、以降の放熱による温度降下は許容(煙突頂部排ガス温度の項目を除外)していただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
99	29	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設性能保証項目	「3排水処理」における「排水」の項に、測定方法として「JIS K 0312」とありますが、こちらについては記載の誤りと理解してよろしいでしょうか。	JIS K 0102とします。
100	29	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設性能保証項目	「4 飛灰等安定化物・焼却灰処理物」の試験項目について、8ページ「11 処理生成物基準・固化物」に記載されている項目と異なります。試験項目は「11 処理生成物基準・固化物」の7項目と考えてよろしいでしょうか。	試験項目については、ご理解のとおりです。ただし、性能確認試験時に、主灰、飛灰について、8ページ「11 処理生成物基準・固化物」に示す性状を満たすことを、事業者の提案する方法により確認してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
101	30	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設 性能保証項目	「5 焼却残渣」の試験方法について、「(2)測定頻度:2時間ごとにサンプリングを行う」とありますが、引渡性能試験時のサンプリング回数については、貴組合と事業者にて協議の上、実施するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
102	30	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設 性能保証項目	「表17熱回収施設 性能保証項目 6悪臭」の測定頻度につきましては、測定条件や測定作業に要する時間から「同一測定点につき試験期間中に4回以上」とさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
103	31	第1章	第8節	2 (2) 表17	熱回収施設 性能保証項目	「13 緊急作動試験:電力会社の受電、蒸気タービン、非常用発電装置が同時に10分間停止してもプラント設備が安全であること」とありますが、緊急作動試験は25ページ 第1章 第8節 1(7)非常時(ブラックアウト時)の性能試験 1)確認方法に記載の方法を正とし、「受電遮断器を切った状態で、運転中の発電機の遮断器をブラックアウトさせ、非常用発電機を運転させる」ことで実施するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。非常用発電機の起動試験とは別に、全炉稼動中に非常用発電機を起動できないようにして、緊急作動試験を行います。
104	34	第1章	第8節	2 (2) 表19	管理棟 性能保証項目	管理棟の施工については貴組合の範囲ですの、表19の試験項目「放流水」については事業者は測定のみを実施し、性能については保証しなくてよいものと考えてよろしいでしょうか。また、「騒音・振動」については熱回収施設の性能試験時の測定で代用できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	36	第1章	第9節	3	かし確認要領書	「かし確認要領書」について記載すべき内容のご教授をお願いします。	かし判定項目、基準、スケジュール他、出来高検査と同じような内容を想定し、かつ足りないものを協議していき、最終的に組合で承諾するものと認識しております。
106	38	第1章	第10節	5	その他工事	1~4以外の必要な工事とありますが、具体的な工事があれば、ご教示願います。	現在のところありません。
107	41	第1章	第11節	2	施設模型	提出数をご教示願います。	全体模型1基、熱回収施設・リサイクル施設の主要断面模型各1基とします。
108	42	第1章	第11節	4	完成図書	取扱説明書の提出部数が20部とのことですが、本計画と同等規模の施設の取扱説明書は通常30分冊程度となり、それが20部となると膨大な数量になります。機器単品取扱書も含めた説明書一式を3部、概要版を20部としていただけないでしょうか。	説明書一式を5部、概要版を20部とします。
109	47	第1章	第14節	3 (4)	設計変更	「実施設計変更前」の仕様が要求水準書を遵守した上で貴組合のご承諾を得た内容であり、且つ実施設計の変更の事由が事業者の責によるものではなく、貴組合からの追加要望または仕様変更要望による場合、実施設計の変更に伴う必要な請負金額の増額及び工期の延長についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	47	第1章	第14節	5 (1)	残存工作物及び樹木	「工事用地に何らかの工作物や樹木があった場合は、監督員の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分する」とありますが、本施設用地は、貴組合造成後の更地の状態で、本工事を着工するものと考えてよろしいでしょうか。  また貴組合造成時の伐採木及び伐根木等が確認された場合の撤去処分は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	本工事着工時の状態については、ご理解のとおりです。また、本工事に必要な伐採及び伐根は、本組合が行う造成工事中に実施します。それ以外については、事業者の業務範囲となります。
111	47	第1章	第14節	5 (2)	地中障害物	地中障害物の撤去費用については、事業者負担ではなく組合負担としていただけないでしょうか。	No.110に示すとおりです。
112	47	第1章	第14節	5 (2)	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け事業者の負担において適切に処分する」とありますが、見積書作成時点でその存在が確認されていない地中障害物についての撤去等の費用負担については、別途協議とさせていただけないでしょうか。	No.110に示すとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
113	47	第1章	第14節	5 (2)	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け事業者の負担において適切に処分する」とありますが、現在の計画段階においては、貴組合ご提示の資料では、地中障害物の有無を想定出来ません。その為地中障害物については、別途工事として考えてよろしいでしょうか。また、工期に影響を伴うような障害物が確認された場合は、貴組合と協議願えるものとさせていただきますようお願い致します。	内容により協議はしますが、別途工事とは考えていません。
114	47	第1章	第14節	5 (2)	地中障害物	地中障害物は事業者の負担において適切に処理とありますが、予期せぬ環境汚染リスク(土壌汚染・地下水汚染等)については貴組合にてご負担頂きますようお願い致します。	内容により協議します。
115	48	第1章	第14節	5 (7)	工事用車両の搬入出経路	「周辺地域での別途工事が行われる場合」とありますが、作業内容及び工事予定時期をご教示下さい。	クリーンセンター内における最終処分場建設工事、還元施設工事を想定しております。また、工事予定時期について、最終処分場は平成25年11月から平成27年8月まで、還元施設は未定です。
116	48	第1章	第14節	5 (8) 1)	仮設物	管理棟工事区域の仮囲いは及び出入口ゲートは所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。	仮囲いについてはご理解のとおりです。出入口ゲートは事業者が設置するものと共用します。
117	48	第1章	第14節	5 (8) 1)	仮設物	「仮囲い(敷地境界)及び出入口ゲートを設置する」とありますが、仮囲い設置範囲としては、別紙2の朱書き実線範囲の本施設用地外周部における任意の位置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については仮設計画書にて確認します。
118	48	第1章	第14節	5 (8) 2)	仮設物	管理棟工事用の資材の仮置場、仮設事務所の設置場所、及び工事車両の駐車スペースはどれくらいの面積を想定すればよろしいでしょうか。	リサイクルプラザ機能を含む管理棟の設計業務において、施工計画を検討する中で本組合と協議のうえ決定することとします。
119	48	第1章	第14節	5 (8) 3)	仮設物	監督員事務所の面積は、約100㎡程度とありますが、事務所を利用されるのは5名程度を見込めばよろしいでしょうか。また、見学者30人程度とありますが、工事中の見学を意味されているのでしょうか。その場合、見学の予定回数をご教示願います。	監督員事務所の面積は、ご理解のとおりです。また、事務所を利用する人数は15名程度を想定しています。さらに、見学者30人は、工事中の見学者です。また、見学頻度は1年に10回程度です。
120	48	第1章	第14節	5 (8) 3)	仮設物	監督員事務所に設置が必要な、事務機器および什器等の数量(配置予定人数等)についてお示しください。	事務所を利用する15名程度が、執務を行うために必要な数量とします。
121	48	第1章	第14節	5 (8) 3)	仮設物	監督員事務所内の必要な設備(事務機器等)としては、監督員何名分を想定すればよろしいでしょうか。	No.120に示すとおりです。
122	48	第1章	第14節	5 (8) 3)	仮設物	「生活雑排水については、汲み取りを行い処理する」とありますが、仮設浄化槽により処理後、雨水排水へ放流することは可能でしょうか。また貴組合が整備する下水道へ接続することは可能でしょうか。	不可とします。
123	48	第1章	第14節	5 (9) 1)	施工方法及び建設公害対策	「工事用車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出する。なお、汚水は工事用調整池に集水する」とありますが、工事用調整池の代わりに仮設沈砂槽を設置し、濁水対策を行った上で、場外へ雨水排水として排水することは可能でしょうか。	濁水対策の内容によります。
124	49	第1章	第14節	5 (9) 5)	施工方法及び建設公害対策	「敷地境界の排水は、全て工事中水処理施設に集水し、排水処理装置等を設け十分な濁水対策を行い排水する」とありますが、水処理施設及び排水処理装置等とは、仮設沈砂槽の設置を行うものと考えてよろしいでしょうか。	No.123に示すとおりとします。
125	49	1	14	5 (13)	工事説明パンフレット	作成部数は毎年度1,000部とありますが、工事着手時を初年度とし、年度毎に1,000部を用意するという理解でよろしいでしょうか。また、内容の修正等は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	平成24、25、26、27年度の各年度に指定部数発行するものとします。また、修正の要否は本組合が判断します。
126	49	第1章	第14節	5 (15)	負担金	「・・・電力受給、送電等にかかる手数料等を含むすべての負担金(構内道路配管敷設に必要な金額を含む)、工事費等については事業者の負担とする。」とありますが、応募者の段階では中国電力殿と詳細な打合せが難しく事業者にて正確な金額を算定するのが困難であるため組合殿のご負担としていただくか、具体的な工事負担金額をご提示いただけないでしょうか。	負担金額は、参加資格を確認した者に対し周知します。なお、工事中の電力確保は事業者の業務範囲とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
127	50	第1章	第14節	5 (15)	負担金	電力受給、送電等にかかる手数料等を含む負担金は事業者の負担とありますが、電力引込工事費負担金につきまして、入札参加者から電力会社へ問い合わせは可能でしょうか。可能な場合は電力会社の窓口をご教示願います。問い合わせができない場合、入札参加者では電力引込工事費負担金の見積ができませんので、貴組合の範囲としていただきますようお願いいたします。	No.126に示すとおりです。
128	50	第1章	第14節	5 (15)	負担金	「その他、建築確認申請、電力受給、送電等にかかる手数料等を含むすべての負担金(構内道路配管敷設に必要な金額を含む)、工事費等については事業者の負担とする」とありますが、構内道路配管敷設とは、別紙2の朱書き実線範囲である本施設用地内の構内道路と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙2の搬入道路、位置指定予定道路を通り、ユーティリティ取合点(電気)までの配管等とします。
129	50	第1章	第14節	5 (17)	シンボルキャラクターのデザイン	シンボルキャラクターについて貴組合と協議のうえ、デザインすることとありますが、シンボルキャラクター自体は提案書の評価の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	50	第1章	第14節	6	予備品及び消耗品	予備品、消耗品の品目をお示ください。また、この期間での不足分を補充するとありますが、この期間とはどの期間を指すのかお示ください。	この期間とは、要求水準書に示す期間です。品目については、運営側に影響がないことを前提に事業者提案に委ねます。
131	50	第1章	第14節	6	予備品及び消耗品	薬品、調度品の品目をお示ください。また、定期的に補充するとありますが、実施期間をお示ください。	No.130に示す定義に該当しない施設の運営・維持管理に要する薬品、調度品です。この期間とは、工事期間です。
132	51	第2章	第1節	1 (3) 5)	特記事項	[ ]内については、「事業者の提案による」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	53	第2章	第1節	4 (2)	塗装	「塗料は原則として、2種ケレン後…」とありますが、機器類一般におけるケレンにつきましては、2種ケレンと致します。但し、製品における架台、シュート等は3種ケレンとさせて頂くことを御了承願います。	要求水準書に示すとおりとします。
134	56 144	第2章 第3章	第2節 第2節	2 (4) 3 (4)	構造 構造	プラットホームの構造として、「鉄筋コンクリート構造」とありますが、鉄筋コンクリート構造範囲は、床部及び床立ち上がりの腰壁、各貯留ヤード壁までとし、上屋部の構造としては鉄骨造としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
135	57	第2章	第2節	4 (3) 6)	主要項目	「主要材質：一般構造圧延鋼(9.0mm厚以上)」とありますが、ごみの積上等を考慮した上でごみ投入扉に必要な強度を確保することを前提に、厚みは事業者による提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
136	57	第2章	第2節	4 (4) 7)	特記事項	7)自動開閉時の検知は光電管及び超音波併用とありますが、検知方式として実績のあるループコイルと光電管との併用とすることは可能でしょうか。	提案を可とします。
137	57	第2章	第2節	4 (4) 9)	特記事項	9)搬入車両から発生する排ガスの吸引器を設けるとありますが、どのようなものをお考えかご教示願います。	収集車の排気筒付近を吸引し、排気ガスのプラットホームへの拡散を防止する装置です。
138	57	第2章	第2節	4 (4) 11)	特記事項	11)各扉に搬出入車両の洗車設備を併設するとありますが、プラットホームに設置する洗浄栓と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ホース、ノズルをはじめ、搬入車の簡易洗浄に必要な設備を含みます。また、高圧洗浄を行う洗車場(4基程度)を、本施設内に別途設けてください。
139	58	第2章	第2節	5 (5) 10)	特記事項	「底部の横断面隅各部は半径1.5m程度の曲面とする」とありますが、施工性を考慮して、角面取りにて代用させていただけないでしょうか。なお、有効容量の計算においてはデッドスペースを考慮した曲面として計算を行います。	要求水準書に示すとおりとします。
140	61	第2章	第2節	7 (10) 11)	特記事項	11)相互連絡用のインターホンを設けるとの記載がありますが、設置場所はどこどこをお考えでしょうか。	クレーン操作室と中央制御室、プラットホームです。
141	62	第2章	第2節	7 (10) 13)	特記事項	13)中央制御室において全自動操作が可能なものと記載ありますが、ごみクレーン操作室を中央制御室と一体とすることは可能でしょうか。その場合、全自動操作は中央操作室内に設けたごみクレーン操作スペースからのみで計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
142	62	第2章	第2節	7 (10) 16)	特記事項	16)電動ホイス(2t程度)の操作は工事用資材の搬出入に使用されることから、ごみクレーン操作室からは目視確認できないことも予想されますので、本ホイスの操作は機側のみと提案することは可能でしょうか。	提案を可とします。
143	62	第2章	第2節	8	自動窓拭き装置	「ごみクレーン操作室及び見学用の窓を自動的に清掃するために設ける」とありますが、ごみクレーン操作室と見学用の窓が離れている場合、本設備はごみクレーン操作室の窓のみの設置とする提案は可能でしょうか。見学用の窓の清掃は急務ではないため、必要に応じ作業員が手動にて清掃を行うことで問題ないと考えます。	要求水準書に示すとおりとします。
144	62	第2章	第2節	9 (4) 2)	特記事項	2)に口径が明記されていますが、ピットサイズ、設置場所等に応じた最適な仕様の放水銃を提案させていただきたくものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
145	62	第2章	第2節	9 (4) 4)	特記事項	4)放水銃は、原則としてごみクレーン操作室、又は、ごみクレーン見学スペースの下部付近に設置するとありますが、放水銃の設置位置につきましては、自社の実績を踏まえて最適な位置を提案させていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
146	63	第2章	第2節	10 (4) 6)	特記事項	「ごみピットの貯留容量に影響を与えぬよう、プラットフォームレベルより高い位置から、破碎したごみはリフターを設けるなどしてごみピットに投入する」とありますが、ごみピットの容量はごみ投入口シュートレベルまでのご指示ですので、シュートレベルより高い位置から投入すればよろしいでしょうか。 また、切断機落口とごみ投入口シュートのレベルに大きな差がない場合、リフターは省略させていただけないでしょうか。	破碎ごみの投入はご理解のとおりです。リフターの設置については、提案を可とします。
147	63	第2章	第2節	11	小動物用受入設備	「供養するための祭壇」とありますが、宗教色はできる限り排除した方がよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	64	第2章	第3節	1 (5) 8)	特記事項	8)クレーン室でのホッパ部開閉操作について、中央制御室とごみクレーン操作室を一体とした場合、ごみクレーン操作スペースからのホッパ操作ではなく、中央計装制御装置にホッパ操作を集約してもよろしいでしょうか。	クレーン操作スペースにホッパ操作を集約させていただきます。
149	64	第2章	第3節	1 (5) 9)	特記事項	9)ホッパへのごみ投入状況監視において、鏡、専用照明の記載があります。これらによる監視方法をご教示願います。	ITV、ホッパレベルの確認機能を補完するためのものです。
150	66	第2章	第3節	3 (2) 5)	特記事項	5)燃焼管理状態監視のため、O <sub>2</sub> 濃度及びCO濃度を検出とありますが、これらの検出位置は炉出口直近でお考えでしょうか。それとも、大気質測定機器(124頁記載)と兼用と考えてよろしいでしょうか。	炉出口直近です。
151	67	第2章	第3節	5 (4) 4)	特記事項	4)「ごみと接触する壁面に炭化ケイ素質レンガを用いる場合は、横積(半枚)施工してはならない。」とされていますが、水冷壁構造とする場合は各社の設計基準を提案することでよろしいでしょうか。	提案を可とします。
152	68	第2章	第3節	5 (4) 9)	特記事項	「ボイラーダストは、集じん器捕集集灰と同様にセメント原料化の対象とする」とありますが、弊社の調査によるとボイラー第1パスのダストの性状は主灰に近いことから、この位置のダストについては主灰と同様の扱いとさせていただけないでしょうか。なお、ホッパシュートが後燃焼ストーカ直上に位置するため、シュート内のダストはそのまま後燃焼ストーカ上に落とす方が配置上合理的です。	要求水準書に示すとおりとします。
153	69	第2章	第3節	7 (3) 4) ②	付属品	4)付属品に②火災検出装置とありますが、火災検出装置(フレームアイ)のことと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
154	70	第2章	第3節	7 (3) 5) ⑤	特記事項	「バーナ単独で850℃以上の昇温ができるものとする」とありますが、焼却炉立上時においては、バーナ単独で850℃まで昇温後にごみ投入を開始する工程とする必要があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
155	72	第2章	第4節	1 (4) ⑦	特記事項	「⑦過熱器は、ダストや排ガスによる摩耗・腐食の起きにくい位置、材質(SUS310S以上)、構造を配慮して設ける。」とありますが、「材質(SUS310S以上)」は高温部の過熱管と考え、過熱器のこれら以外においては、耐食性を考慮した他の材料の採用も可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	72	第2章	第4節	1 (4) ⑨	特記事項	⑨ドラム容量は基準水面以下で時間最大蒸発量の1/3以上とする、とされていますが、弊社納入実績と比較して大きいと思われます。ドラム容量は各社計基準に基づき決定することとしていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
157	72	第2章	第4節	1 (4) ⑩	特記事項	⑩限界負荷率を明示すること、とされていますが、定格焼却量に対してボイラ以外の設備も含めた焼却可能範囲と考えてよろしいでしょうか。また、負荷率の算定式をご教示願います。	ご理解のとおりです。 また、負荷率＝時間当たり焼却量／定格時間当たり焼却量とします。
158	73	第2章	第4節	3 (1)	形式	形式については、1炉運転時の発電の安定性を考慮して、空気式の採用を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
159	74	第2章	第4節	3 (4) 1)	特記事項	1)手動運転の場合は中央制御室からの遠隔操作及び現場操作と記載ありますが、中央制御室からの手動運転とはどのようなこととお考えかご教示願います。	人が接近することが危険な状況のとき、中央制御室から制御することを想定しております。
160	74	第2章	第4節	3 (4) 6)	特記事項	「蒸気供給はアキュームレータを介して行うこと」とありますが、スートフロアは1台ずつ作動させるなど蒸気量変動に配慮した運転方案を採用することで、アキュームレータの設置要否は事業者判断とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
161	79	第2章	第4節	9 (3) (4)	水素イオン濃度計 導電率計	(3)水素イオン濃度計、(4)導電率計について校正機能を有するものとするに記載ありますが、現場での手動校正機能も提案可能でしょうか。	提案を可とします。
162	81	第2章	第4節	11 (5) 4) ④	特記事項	4)④炉立上げ時の水張り用水は、復水タンクの復水ではなく、純水タンクから行う提案は可能でしょうか。	提案を可とします。
163	81	第2章	第4節	11 (5) 4) ⑤	特記事項	「復水タンクは、排気復水タンク直下に配置し、その管路抵抗を極力抑制する」とありますが、排気復水タンクから復水タンクへは必要な能力を持たせた排気復水移送ポンプにより圧送するため、その位置関係に関わらず問題なく送水できます。したがって、復水タンクは事業者の判断により適切な位置に配置する提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
164	82	第2章	第4節	13	純水装置	純水装置はイオン交換式を想定されていると考えますが、必要な水質が確保できれば、他の方式を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
165	83	第2章	第4節	13 (3) 5)	原水	「原水：上水」とありますが、雑用水処理装置の設置により必要な水質を確保することを前提に、原水として雑用水を使用することは可能でしょうか。	提案を可とします。
166	83	第2章	第4節	14 (3)	容量	「最大蒸発量の40%以上」とありますが、ボイラー1缶分の1時間あたりの最大蒸発量に対して40%以上との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	84	第2章	第4節	16	純水装置送水ポンプ	本ポンプは、純水装置へ上水を供給するポンプと理解しますが、設備構成上不要である場合は削除させていただくことは可能でしょうか。	提案を可とします。
168	84	第2章	第4節	16	純水装置送水ポンプ	純水装置の原水として雑用水を使用した場合、本装置はプラント用水送水ポンプと兼用することは可能でしょうか。	本装置は専用とします。
169	84	第2章	第4節	16 (3) 8)	制御方式	8)制御方式は、純水タンクの液面制御とするのが一般的と考えますが、純水装置下部貯槽とはどのようなものを想定されているのかご教示ください。	純水タンクの液面制御とします。
170	86	第2章	第5節	1 (7) 5)	特記事項	「噴霧水は逆洗式ストレーナ1炉に着き2基(1基予備)を設置すること」とありますが、噴霧水の水质が十分に固形分が少ない状態(または処理済)であり、メンテナンス頻度が少ない場合は、逆洗式ストレーナを設置せず、通常のY型ストレーナ等を設置する提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
171	87	第2章	第5節	2 (5) 4)	特記事項	「炉の起動時、停止時(メンテナンス時)を含め、常時集じん可能なこと」とありますが、炉の起動時は本装置にて集じん可能とし、メンテナンス時については環境集じん器による集じんを行う計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
172	87	第2章	第5節	2 (5) 12)	特記事項	12)ダスト払い落とし用の空気圧縮機は、雑用空気が使用できますので、雑用空気圧縮機との兼用するものとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	89	第2章	第5節	4 (3) 3)	主要項目	「酸素換算NO <sub>x</sub> 濃度:出口 50ppm」とありますが、公害防止基準におけるNO <sub>x</sub> 濃度は80ppmと記載されています。本項目の出口濃度は80ppmと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	90	第2章	第5節	4 (4) 14)	特記事項	「アンモニア貯槽」とありますが、システム検討により20年間のライフサイクルコストを考慮した上で、液化アンモニア(ポンベ方式)を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
175	91	第2章	第6節	1 (5) 7)	特記事項	「本設備は、専用室に設け騒音・振動・換気に十分配慮する」とありますが、機器本体の防音対策等により機側1mで80dB(A)程度に抑えることを前提に、炉室設置も可能とさせていただけないでしょうか。専用室への設置に比べて、炉室へ設置したほうがメンテナンス性に優れていると考えます。	要求水準書に示すとおりとします。
176	92	第2章	第6節	2 (3) 7)	主要項目	7)風量調整方式については、押込送風機と同様の方式を提案させていただくことは可能でしょうか。	提案を可とします。
177	94	第2章	第6節	5 (3) 2)	主要項目	「主要部材:SS-400 4.5t以上」とありますが、風道には腐食や磨耗の心配がないため、部材の厚みを「3.2t以上」とさせていただけないでしょうか。弊社実績においても風道の部材には標準的に3.2tの鋼板を採用しており、問題なく運転しています。	要求水準書に示すとおりとします。
178	95	第2章	第6節	6 (4) 3)	特記事項	「最新型耐硫酸露点腐食鋼(新S-TEN)を原則とする」とのご指示ですが、(3)主要項目 2)主要部材には「SS400 必要部は新耐硫酸露点腐食鋼」とあります。必要部に新耐硫酸露点腐食鋼を採用する場合、その材質は最新型耐硫酸露点腐食鋼(新S-TEN)とするものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	95	第2章	第6節	6 (4) 15)	特記事項	「誘引通風機と煙突間に消音器を設け騒音を消音する」とありますが、「9ページ 第1章 第2節 12 熱回収施設の処理フロー(参考)」にご提示のフローのように誘引通風機を排ガス再加熱器および触媒反応塔の上流側に設置する場合、これらの機器を通過する際に誘引通風機の騒音を十分低減できるため、消音器を省略することは可能でしょうか。消音器を省略することで、通風抵抗が減少し省エネルギー効果が期待できます。	提案を可とします。
180	95	第2章	第6節	6 (4) 16)	特記事項	「工場建屋と煙突間の煙道周囲には煙道囲いを設け騒音を防止する」とありますが、97ページの8煙突(4)特記事項10)に、外筒は工場棟と一体となった鉄骨造(ALCやPC板囲い)とし、内筒は鋼板製各炉独立煙突とするとありますので、本計画においては、煙道囲いは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	97	第2章	第6節	8 (4) 10)	特記事項	外筒はALCやPC板囲いのご指示ですが、軽量化による耐震性の向上を目的として、鋼板(角波サイディング等)囲いとすることは可能でしょうか。なお、弊社において鋼板囲いを採用した実績もあり、この場合でも意匠性は十分に確保できます。	要求水準書に示すとおりとします。
182	98	第2章	第7節		灰出設備	資源化先の受入基準を遵守するよう各設備を計画しておりますが、引取り先によっては搬出車両の条件に変更が生じると考えられます。ご提示いただいている搬出車両(10t)にて積出場の提案をさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
183	99	第2章	第7節	2 (4) 3)	特記事項	3)地階に設置されるため、とありますが、落じんコンベヤの設置位置につきましては、工場棟全体の機器配置計画に基づいて最適な位置を提案させていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
184	99	第2章	第7節	3 (4) 1)	金属選別機	「回収した金属類は、屋外ストックヤードにて保管する」とありますが、主灰等と同様にピット保管とすることは可能でしょうか？	要求水準書に示すとおりとします。
185	102	第2章	第7節	8 (4) 5)	主要項目	「積載時間：15分以内」とありますが、搬出の頻度が少ないため、積載時間は30分以内とさせていただけないでしょうか。想定される主灰の搬出頻度は1日に2回程度、不適物の搬出頻度は1週間に1回程度であり、積載時間30分以内としても運用上全く問題ないと考えます。	要求水準書に示すとおりとします。
186	102	第2章	第7節	8 (5)	特記事項	1)走行レールに沿って片側にとあり、17)点検歩廊は両側に設けることとありますが、安全通路につきましては、用途に応じた提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	点検歩廊は、クレーンに沿って両側に設けてください。
187	103	第2章	第7節	8 (5) 10)	特記事項	「ピット側窓ガラスは、埃を掃除できる構造とし、自動洗浄装置を設置する」とありますが、クレーンの日常点検作業の際に、必要に応じて作業員が手動にて窓ガラスを清掃するものとし、自動洗浄装置は非設置とする提案は可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
188	103	第2章	第7節	8 (5) 13)	特記事項	13)相互連絡用のインターホンを設けるとの記載がありますが、用途を考え他の通話方式を提案することも可能でしょうか。	提案を可とします。
189	103	第2章	第7節	8 (5) 13)	特記事項	13)焼却主灰投入扉の投入可否支持操作盤とはどのような機能をお考えでしょうか。	左記仕様を削除します。
190	103	第2章	第7節	8 (5) 13)	特記事項	焼却主灰は密閉状態でコンベヤによりピットへ投入するため、焼却主灰投入扉は設置しない計画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	103	第2章	第7節	8 (5) 14)	特記事項	14)中央制御室において全自動、半自動操作が可能なものと記載ありますが、半自動操作はつかみ手動操作が発生しますので、遠隔操作は適さないと思われます。つきましては、同項11)にてご指定の操作室の位置より、中央制御室からの灰クレーンの操作は行わないこと、あるいは全自動のみを提案することは可能でしょうか。	半自動操作機能の付与は事業者提案とします。
192	105	第2章	第7節	9 (8) 8)	特記事項	「1日分の発生量を5時間で処理できる能力とする」とのご指示ですが、混練機は緊急時以外使用しない機器のため、運転時間は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
193	106	第2章	第8節	1	給水計画	「リサイクルプラザ機能を含む管理棟の給水は組合が別途計画する」とありますが、管理棟と熱回収施設およびリサイクル施設間に給水の取合はなく、それぞれ単独で給水設備を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	106	第2章	第8節	1	建築設備用水	建築設備用水として、水質を確認した上で雑用水を使用してもよろしいでしょうか。	不可とします。
195	107	第2章	第8節	2 (2) 2)	特記事項	「容量は、平均使用水量の30時間分以上を確保する」とありますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」310ページに記載のとおり、水槽容量は平均使用水量の3時間分以上とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
196	109	第2章	第9節	1	ごみピット汚水	「ろ過後炉内噴霧処理する」とのご指示ですが、近年ごみ質の向上とともにごみ汚水の発生量は減少しており、またプラットホームの洗浄水が極力ごみピットに流れ込まない構造とすることでごみ汚水量の抑制が可能ですので、処理装置を省略し、ごみ汚水を再びごみピットに戻し、ごみとともに焼却炉へ投入することで処理する計画とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。なお、ごみ汚水を再びごみピットに戻し、ごみとともに焼却炉へ投入する系統を別途設けることは可とします。
197	113	第2章	第9節	3 (4) 13)	特記事項	「ボイラー缶水全量を排水する場合に備え、缶水保有量以上の容量を確保して、ボイラー排水受槽を設ける」とありますが、ボイラー缶水全量の排水が可能な容量の確保を前提に、ボイラー排水受槽を他の水槽にて兼用することは可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
198	114	第2章	第10節	1 (1) 3)	電源計画	3)の転送遮断装置及び信号線とは、中国電力殿へ支払う負担金に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	負担金額の内訳は、参加資格を確認した者に対し周知します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
199	121	第2章	第11節	1 (5)	計画概要	(5)管理棟の大研修室にオペレータコンソール、ITVの映像を送信するとの記載がありますが、第13節6 説明用設備(139頁記載)と同じものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	125	第2章	第11節	3 (3)	ITV装置	A炉内監視カメラの雲台が電動とありますが、使用状況から最適な方式(固定式)を提案することは可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
201	126	第2章	第11節	4 (1) 4)	計画概要	4)オペレータコンソール及びディスプレイは焼却炉用、受変電発電用、給排水・排水処理運転制御用、ボイラー復水系統制御用それぞれの用途に対応することとし、いずれもどの用途にも用いられるものとするとのことですが、用途毎に台数が必要でしょうか。それともいずれもどの用途にも用いられるものとし、適正な台数を提案させていただくことでよろしいでしょうか。	用途毎に必要な台数を確保してください。
202	127	第2章	第11節	4 (2) ③ b)	プリンタ	③b)メッセージプリンタとc)カラーハードコピー機を兼用とすることは可能でしょうか。	提案を可とします。
203	132	第2章	第12節	1 (5) 6) ①	タービンバイパス装置	b)蒸気圧力及びc)蒸気温度に「一次」「二次」の記載がありますが、タービンバイパス装置の構成は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
204	134	第2章	第12節	2	熱及び温水供給設備	「リサイクルプラザ機能を有した管理棟においては、電気による供給のみとする」とありますが、工事上の貴組合との取り合い点は、熱回収施設の外壁面(渡り廊下側)として考えてよろしいでしょうか。	リサイクルプラザ機能を含む管理棟側とし、すべての配電は事業者所掌とします。
205	134	第2章	第12節	2	熱及び温水供給設備	「将来整備予定の還元施設への供給を優先的に予定し、その設備並びに接続配管を建屋に計画する」とありますが、還元施設への供給に必要な熱回収施設建屋外の設備及び配管等については、別途工事として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	138	第2章	第13節	4	洗車装置	洗車装置について、簡易な高圧洗車設備と考えてよろしいでしょうか。また洗車エリアには、屋外仕様とし、屋根は不要と考えてよろしいでしょうか。	洗車装置の仕様は、一般車が利用する簡易な洗車設備としてください。また、屋外仕様とすることは可とします。
207	138	第2章	第13節	4	洗車装置	本設備は、搬入出車両(主に一般車両)を洗車しとありますが、パッカー車等を対象にする必要は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。パッカー車等は、No.138に示す本施設内の洗車装置を利用します。
208	138	第2章	第13節	6 (3) 3)	内容	説明用パンフレットの内容は5年に一度程度改訂をしますが、改訂毎に(3)2)数量に規定する部数を用意する必要がありますでしょうか。また、改訂までの間に不足する状況になった場合、追加印刷が必要でしょうか。	部数については、お見込みのとおりです。また、再発行までに不足が生じた場合の追加印刷は不要ですが、説明用パンフレットの電子データを、本組合に納入してください。
209	146	第3章	第3節	1 (5)	粗大ごみ・不燃ごみ受入ヤード	各貯留日数は4日分以上のご指示がありますが、貯留日数の対象となるものは、10ページ表4計画処理量(年間稼働日数250日/年)より算出した日数分と解釈してよろしいでしょうか。また、再生品貯留ヤード及び金属類等資源物・処理不適物の必要容量は10t車1台分程度を確保するものとしてよろしいでしょうか。	各貯留日数は、年間稼働日数のほか、年末、年度における搬入量の増加を考慮して設定したものです。後段について、ご理解のとおりです。
210	147	第3章	第3節	2 (4) 4)	特記事項	4)低速回転破砕機破砕物も受入可能とする、と記載がありますが、破砕したものを再度、受入ホッパへ戻すラインを設けるということでしょうか。また、その意図をご教示願います。	左記仕様を削除します。
211	149	第3章	第3節	7	振動コンベヤ	破砕機からの排出方向が横方向である堅型破砕機の場合は、振動コンベヤを採用しない計画でよろしいでしょうか。	提案を可とします。
212	149	第3章	第3節	7	振動コンベヤ	高速回転式破砕機が堅型の指定となっていることから、破砕機真下に本コンベヤを設けることが困難です。また、堅型破砕機の構造・条件より振動コンベヤである必要もありません。また、(4)特記事項の5)以降はベルトコンベヤに関する記載となっております。本項につきましては、振動コンベヤに限定せず、適切に搬送が行えるコンベヤ形式・配置とさせて頂いてよろしいでしょうか。	No.211に示すとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
213	151	第3章	第3節	9 (3) 4)	主要項目	篩面寸法(最小)にφ 30mmと御指定がありますが、回収される不燃物の性状が最適となるよう、事業者による提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
214	152	第3章	第3節	12 (3) 1)	主要項目	1)貯留容量が1日分となっていますが、この場合、可燃物貯留バンカは2~3基必要となり、1台の搬送車に積載することができません。搬送先が併設する熱回収施設であり、適宜搬送することが可能ですので、貯留容量については、各社提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
215	152	第3章	第3節	12 13	可燃物貯留バンカ 不燃物貯留バンカ	可燃物貯留バンカ及び不燃物貯留バンカの貯留容量で日数の御指定がありますが、可燃物、不燃物共に移送先までの距離は短い為、搬出車両分の容量を確保するもので御了承頂けないでしょうか。また、本施設は5時間運転であり、可燃物等を施設内で貯留することは火災等を誘発する要因ともなりますので、運転終了後は空の状態とすることが望ましいと考えます。	No.214に示すとおりです。
216	152	第3章	第3節	13 (3)	主要項目	貯留容量が4日分以上となっていますが、この場合、不燃物貯留バンカは3~4基以上必要となり、1台の搬送車に積載することができません。搬送先が隣接する最終処分場であり、適宜搬送することが可能ですので、貯留容量については、各社提案とさせて頂けないでしょうか。	No.214に示すとおりです。
217	153	第3章	第3節	16	予備ストックヤード	本記載内容と、146ページ受入ヤードに記載の内容は同等のものと解釈してよろしいでしょうか。	本ヤードは、146ページ受入ヤードから場内運搬される資源物の保管や回収品目の増加に備え設置するものです。よって、146ページ受入ヤードとは別途計画してください。
218	153	第3章	第3節	16 (3)	主要項目	予備ストックヤードの容量、貯留日数を指定されていませんが、これは、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	155	第3章	第4節	1 (3)	ペットボトル受入ヤード	(3)貯留日数が3日以上(月変動係数1.7を考慮する)と記載がありますが、これは、ペットボトル年間計画ごみ量(314t/年)÷年間運転日数×3日以上×月変動係数1.7にて算出すると解釈してよろしいでしょうか。また、その他プラ、缶類、びん類についても同様に、それぞれの年間計画ごみ量と月変動係数により、算出することでよろしいでしょうか。	貯留日数は、季節による搬入量の変動を考慮し、指定日数以上の日数を計画してください。
220	155	第3章	第4節	1 (3)	貯留日数	「貯留日数:3日以上(月変動係数1.7を考慮する)」とありますが、貯留量は10ページ表4記載の計画処理量(250日/年)に対する日量に変動係数を考慮した貯留量と理解してよろしいでしょうか。 314t/年÷250日/年×1.7=2.1t/日 2.1t/日×3日=6.3t(貯留容量)	No.219に示すとおりです。
221	155	第3章	第4節	2 (3) 1)	主要項目	「ホッパ天端は、プラットホーム床面とし、搬入車両からの直接投入も可能とする」とありますが、収集用の網袋は別途回収することから、ホッパへの直接投入はないものと解釈してよろしいでしょうか。その場合、ホッパ天端レベルは提案させて頂いてよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、網袋の回収が大半ですが、ダンプ車(2t)による、ホッパへの直接投入もあり得るので、その場合を考慮してください。
222	155	第3章	第4節	3 (2)	数量	数量が2基となっていますが、処理能力上、問題なければ、1基にしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
223	155	第3章	第4節	3 (2)	数量	数量は2基とのご指示ですが、事業者による提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	No.222に示すとおりとします。
224	156	第3章	第4節	4 (3) 1)	主要項目	処理能力に1.5t/日と記載がありますが、10ページ表5の構成比(4.6%)より、1.7t/日と推測します。また、12ページの系列数には1.4t/日と指定があります。どの数値を正とすればよろしいでしょうか。	1.4t/日とします。
225	158	第3章	第5節	1 (3)	貯留日数	「貯留日数:3日以上(月変動係数1.2を考慮する)」とありますが、貯留量は10ページ表4記載の計画処理量(250日/年)に対する日量に変動係数を考慮した貯留量と理解してよろしいでしょうか。 1496t/年÷250日/年×1.2=7.2t/日 7.2t/日×3日=21.6t(貯留容量)	No.219に示すとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
226	158	第3章	第5節	3 (2) 5)	設計基準	設計基準に、「破袋機と除袋機を個別型としてもよい」とありますが、処理対象物の内容をみますと本処理ラインでの除袋は困難な為、除袋機の項目を削除して頂けないでしょうか。	除袋機の項目を削除しますが、p14の表8に示す品質は満足するようにしてください。
227	159	第3章	第5節	4 (1)	搬送能力	搬送能力に1.9t/hと記載がありますが、10ページ表5の構成比(23.6%)より、8.9t/日(1.78t/h)と推測しますがどちらを正とすればよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
228	161	第3章	第6節	1	缶類受入ヤード	収集体制はコンテナ収集と解釈しますが、コンテナ寸法を御教示願います。また、投入作業は作業員の手投入による作業と理解してよろしいでしょうか。	最もよく使われているコンテナは、712mm×472mm×338mmで、他にこれより小さいものを使用する場合があります。投入作業については、ご理解のとおりです。
229	161	第3章	第6節	1 (3)	貯留日数	「貯留日数:3日以上(月変動係数1.6を考慮する)」とありますが、貯留量は10ページ表4記載の計画処理量(250日/年)に対する日量に変動係数を考慮した貯留量と理解してよろしいでしょうか。 400t/年÷250日/年×1.6=2.6t/日 2.6t/日×3日=7.8t(貯留容量)	No.219に示すとおりです。
230	161	第3章	第6節	2 (4) 1)	主要項目	「ホッパ天端は、プラットホーム床面とし、搬入車両からの直接投入も可能とする」とありますが、貯留方法をコンテナ貯留ではなくヤードへのバラ貯留とした場合、ホッパ天端レベルは事業者による提案とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
231	162	第3章	第6節	2 (4) 1)	主要項目	1)ホッパ天端は、プラットホーム床面とし、搬入車両からの直接投入も可能とする。と記載がありますが、これは、缶類受入ホッパについての項目と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	162	第3章	第6節	2 (4) 1)	主要項目	(4)主要項目 1)項は誤記と思われるので御確認願います。	No.231に示すとおりです。
233	164	第3章	第7節	1	びん類受入ヤード	収集体制はコンテナ収集と解釈しますが、コンテナ寸法を御教示願います。また、投入作業は作業員の手投入による作業と理解してよろしいでしょうか。尚、(5)主要項目 1)は誤記と思われるので御確認願います。	最もよく使われているコンテナは、712mm×472mm×338mmで、他にこれより小さいものを使用する場合があります。投入作業については、ご理解のとおりです。なお、頻度は小さいですがパッカー車、ダンプ車によるバラ搬入もありますので、その便宜に適した構造を備えてください。(5)主要項目 1)は、削除します。
234	164	第3章	第7節	1 (3)	貯留日数	「貯留日数:3日以上(月変動係数1.3を考慮する)」とありますが、貯留量は10ページ表4記載の計画処理量(250日/年)に対する日量に変動係数を考慮した貯留量と理解してよろしいでしょうか。 1035t/年÷250日/年×1.3=5.4t/日 5.4t/日×3日=16.2t(貯留容量)	No.219に示すとおりです。
235	164	第3章	第7節	2	びん類受入ホッパ	搬入はコンテナでの受入となっておりますが、受入ホッパ及び供給コンベヤ方式の場合、割れの発生率が高くなり、びん類の回収率が低下する為、ホッパへの投入方法はホッパ天端レベルも含めて提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
236	165	第3章	第7節	3 (8) 7)	特記事項	「選別した残渣(不燃物など)は、粗大ごみ・もやさないごみ処理系列に搬送し破碎処理する」とありますが、破碎機の刃物、ライナー類の磨耗を早める為、カレット残渣として別途ヤードを設け、埋立て処分とするなど他の方法を御提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
237	165	第3章	第7節	3 (8) 13)	特記事項	「生きびんは、ケースに収納してストックヤードに保管する」とありますが、手選別工程でびんが割れてしまうことも考えられるため、手選別工程開始前に作業員がプラットホームで生きびんを回収するなど、回収方法及び場所は提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
238	167	第3章	第8節	1	蛍光灯ストックヤード	収集方法は専用コンテナとありますが、コンテナ寸法及び受入貯留面積を御教示願います。また、選別後の貯留方法としまして乾電池同様にドラム缶での貯留と理解してよろしいでしょうか。	専用コンテナは、712mm×472mm×338mmのコンテナを最大とし、貯留面積は、貯留日数30日を考慮し、貯留方法は事業者提案とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
239	167	第3章	第8節	1 (4)	面積	蛍光灯ストックヤードの面積を指定されていませんが、これは、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	No.238に示すとおりとします。
240	168	第3章	第9節	1	古紙類(古布類含む)ストックヤード	古紙類として、ダンボール、その他雑誌、古布等が受入されるものと解釈しますが、ヤードはこれら3ゾーンの構成としてよろしいでしょうか。また、容量は4t/日のご指示ですが、各室の貯留容量を4t分確保するものと理解してよろしいでしょうか。	室数については、ご理解のとおりです。また、貯留容量は、各室の合計です。
241	169	第3章	第11節		収集コンテナ・網袋ストックヤード	収集用の網袋のストックヤードを設けるとありますが、貯留方法及び必要面積を御教示願います。また、本施設内のペットボトル受入ヤードへ貯留する際は、網袋から取り出し、バラで貯留する考え方でよろしいでしょうか。	前段について、網袋は折りたたみ、風雨・直射日光を避けパレット又は棚等を活用して貯留してください。必要面積は事業者提案とします。 後段について、ご理解のとおりです。
242	169	第3章	第11節		収集コンテナ・網袋ストックヤード	収集コンテナ・網袋ストックヤードの貯留容量、貯留日数、寸法を指定されていませんが、これは、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。また、その場合、計画に必要なコンテナ寸法、折りたたみ可否、網袋寸法について、ご教示願います。	No.241に示すとおりです。 その他は次のとおりです。 ・コンテナ寸法: 712mm × 472mm × 338mm ・折りたたみ: 不可(スタッキング可) ・網袋寸法: 100cm × 120cm程度
243	169	第3章	第11節		収集コンテナ・網袋ストックヤード	数量は3室以上のご指示ですが、各受入貯留ヤード近傍にスペースを確保するものとの理解でよろしいでしょうか。また、必要な面積等ご指示願います。 また、(4)特記事項 3)に「各処理系列の付近には、本保管場所のほか、それぞれの用途にあった一時仮置き場を設けること」とありますが、これは、1)に記載のリサイクル施設内の保管場所と同じものを示していると考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおり、各受入貯留ヤード近傍に確保してください。また、必要な面積は事業者提案とします。 後段について、(4)特記事項 3)の記載は削除します。
244	170	第3章	第12節	1 2	吸引排気集じん設備 防爆排気集じん脱臭設備	吸引排気集じん設備と防爆排気集じん脱臭設備を併せた設備構成としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
245	170	第3章	第12節	1 2	吸引排気集じん設備 防爆排気集じん脱臭設備	吸引排気集じん設備と防爆排気集じん脱臭設備を事業者提案により1系列として御提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	No.244に示すとおりです。
246	173	第3章	第14節		電気設備	「熱回収施設と緊密に連携させるものとする」とあります。電気室及び中央制御室は熱回収施設の電気室、中央制御室と集約(一体)とした御提案としてもよろしいでしょうか。	電気室及び中央制御室は、熱回収施設、リサイクル施設のそれぞれに設置してください。
247	179	第3章	第15節	3 (4)	環境モニター	環境モニターは熱回収施設の排ガスの状況を表示するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	180	第3章	第15節	4 (3)	プロセス制御ステーション	帳票プリンタ、メッセージプリンタ、カラーハードコピー機につきまして、1台のカラーレーザプリンタにて兼用とする提案は可能でしょうか。	提案を可とします。
249	181	第4章	第1節	1	一般概要	「本工事は、…工場棟、計量棟、ストックヤード棟、洗車場…その他を含む土木建築工事一式に対し適用する」とありますが、ストックヤード棟とはp153の「16 予備ストックヤード」(4)特記事項 3)に記載されている、本施設用地(北西)の保管設備を示していると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	181	第4章	第1節	1 (1)	工事範囲	事業者の本工事範囲として、車庫棟の記載がありますが、この車庫棟は、貴組合専用の車庫棟を示しているのでしょうか。	事業者用の車庫棟です。
251	181	第4章	第1節	1 (2)	仮設計画	「仮囲いは、意匠鋼板により高さ2m程度として建設用地全周にわたって設ける。」とありますが、建設用地とは別紙2で赤色で示されている「本施設用地」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	183	第4章	第2節	1	配置計画	煙突の色調は業者が決定し、煙突以外の施設の色調は貴組合との協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか。	煙突部を含め、施設の色調(デザインを含む)は本組合と協議のうえ決定します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
253	183	第4章	第2節	2 (2)	歩行者動線計画	見学者ルートは・・・要所に立ち止って説明を受けられるスペースを設けとありますが、見学者の受入れ人数は展示・学習ホールに準じて100人程度と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	184	第4章	第3節	1 (2)	造成工事	「計画から施工までを組合が実施する」とありますが、造成工事後の事業者工事着工時の地盤レベルを御教示願います。また事業者工事着工時は更地であると考えてよろしいでしょうか。	造成工事における地盤レベルは、FH=173.8mとなります。また、工事着工時は更地の状態です。
255	184	第4章	第3節	2 (1) 3)	車路及び駐車場	芝ブロック施工範囲としては、駐車場(車駐車部分)を対象とし、車路はアスファルト舗装と考えてよろしいでしょうか。	芝ブロック施工範囲は、駐車場内の歩行者動線を基本とし、その他の箇所は事業者提案とします。なお、環境に配慮した舗装(透水性舗装など)の採用も事業者提案とします。
256	184	第4章	第3節	2 (2) 2)	構内排水設備	「雨水排水は、貯留し極力再利用するものとするが、余剰雨水は敷地調整池に接続排水する」とありますが、敷地調整池の設置は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。また敷地調整池の設置位置及び雨水排水取り合い点を御教示願います。	前段について、本施設用地外の敷地調整池工事は本組合の所掌です。 後段について、設置位置、取合い点は別紙1に示すとおりとします。
257	185 別紙2	第4章	第3節	2 (4) 2)	フェンス	フェンスの設置範囲としては、別紙2に記載の朱書き実線部の本施設用地周囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	187	第4章	第4節	2	工場棟平面計画	作業員のための諸室を配置することとありますが、運営事業者に必要な諸室、面積は自社の実績を踏まえて提案させていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	188	第4章	第4節	2 (13) 4)	炉室、選別装置室	「すべてのコンクリート床は防じん塗装以上とし、排水処理室、炉下コンベヤ室の水洗いする部屋は防水仕上げシンダー押えとし」とありますが、防じん塗装の対象とする部屋としては、運転時の使用状況を考慮した上で、必要と思われる部屋のみを対象(事業者提案)としてもよろしいでしょうか。また防水仕上げシンダー押えとする部屋としては、水洗いする部屋の下部に部屋が無い場合においては、防水仕上げ対象から除外してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
260	189	第4章	第4節	2 (17) 1)	脱塩、脱硝薬剤設備室	専用室内に収納とのご指示ですが、消石灰は爆発性や有害性がないため、消石灰貯槽については炉室内または排ガス処理設備室内の設置とさせていただけないでしょうか。ただし、必要に応じて薬剤供給部(貯槽下部)のみ専用室内の設置とします。なお、薬剤輸送用送風機については騒音抑制の観点から専用室に収納します。	要求水準書に示すとおりとします。
261	190	第4章	第4節	2 (18) 3)	残渣取扱室	「不燃性破砕残渣を車両に積載する際は、浮遊粉じんを吸引集じんする局所集じん設備により、粉じんの飛散を防止できるものとする」とありますが、他の効果的な方法(噴霧散水等)を提案させて頂いても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
262	191	第4章	第4節	2 (21) 4)	その他	「地下室への昇降路は、複数設置し二方向避難を可能とする」とありますが、建築基準法に準じて必要となった場合のみ二方向避難を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
263	191	第4章	第4節	3 (1) 1)	基本方針	「原則としてRC,SRC及びS造ALC版構造等とする」とありますが、S造の外壁材については、構造及び意匠性を考慮した上で鋼板製の材料を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
264	193	第4章	第4節	3 (5) 1) ⑤	屋根	「用途に応じてダブル折板屋根の仕様を可能とする」とありますが、計量棟、洗車場、ストックヤード、車庫棟等の付属棟については、シングル折板屋根を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
265	193	第4章	第4節	3 (5) 1) ⑤	屋根	屋上防水押さえのコンクリートが軽量コンクリートとあるが、歩行に耐えられる仕様であれば軽量コンクリート以外(ex普通コンクリート)でも良いと解釈してよろしいか	要求水準書に示すとおりとします。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
266	194	第4章	第4節	3 (5) 3) ⑤	床	「蒸気・水・薬品を使用する部屋の床は、それぞれ必要な機能を確保した防水施工とする。また、コンクリート床は原則として防じん塗装を行い、水勾配を設ける」とありますが、薬品を使用する部屋は、使用状況に応じて耐薬品仕上げとし、蒸気、水を使用する部屋の中で、下部に部屋がある場合においてのみ、防水施工と考えてよろしいでしょうか。また防じん塗装の対象とする部屋としては、運転時の使用状況を考慮した上で、必要と思われる部屋のみを対象(事業者提案)としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
267	195	第4章	第4節	3 (5) 5) ⑫	建具	「鋼製ドアはメラミン焼付塗装とする」とありますが、塗装の剥がれ等があった場合の補修を考慮し、現場による塗装、吹付け等として計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
268	196	第4章	第4節	5 (3) 8)	共通事項	「工場棟の鉄骨の塗装はDP仕上げとする」とありますが、DP仕上げの対象範囲としては、腐食性の高い部屋のみと考え、その他の部分においては、見え隠れ部は錆止め塗装のみ、見え掛り部は錆止め塗装の上SOP塗装としてよろしいでしょうか。また鉄骨を溶融亜鉛メッキ仕上げとした場合は、DP仕上げは不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。溶融亜鉛メッキ仕上げとした鉄骨については、ご理解のとおりです。
269	198	第4章	第5節	1 (3)	負荷	「冷暖房対象室それぞれについて、各負荷とその根拠を明記すること」とありますが、各負荷とその根拠については、実施設計時に提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	198	第4章	第5節	2	換気設備	「工場棟(計量棟含む)、管理棟それぞれについて、換気計画とその算出根拠を明記すること」とありますが、換気計画とその算出根拠については、実施設計時に提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	199	第4章	第5節	3 (1)	給水設備工事	「熱回収施設給水設備の項記載内容に基づき、生活用水給水計画を明示する」とありますが、生活用水給水計画については、実施設計時に提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、その他の水収支は実施設計時に提出してください。
272	199	第4章	第5節	3 (4) 3)	給湯設備工事	「施設全体給湯対象箇所リストを提出すること」とありますが、本リストについては、実施設計時に提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	199	第4章	第5節	4	ガス設備工事	「瞬間湯沸かし器用、分析室用としてプロパンガスを供給する」とありますが、電気式の瞬間湯沸かし器を採用するなどにより本施設内でプロパンガスが不要となる場合は、ガス設備工事は省略させていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
274	199	第4章	第5節	5	エレベータ設備工事	「ストレッチャーの利用を可能とする。」とありますが、メーカーによりますと寝台用エレベータは病院、診療所以外での設置は推奨していません。どのような仕様をお考えでしょうか。ご教示願います。	急病人のストレッチャー搬送が可能となる広さを考えています。本仕様は、来場者利用箇所に付与することを基本に、その他の箇所については事業者提案とします。
275	199	第4章	第5節	5	エレベータ設備工事	「熱回収施設に2台、リサイクル施設に1台、管理棟に1台を計画する」とありますが、熱回収施設及びリサイクル施設については、使い勝手や動線計画を考慮して、必要に応じて台数を選定(事業者提案)するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
276	201	第4章	第6節	2 (1) 7)	一般事項	「外灯は、原則として太陽光発電もしくは風力発電による電源供給とする」とありますが、185ページの2外構工事(5)外灯において、本施設用地の保守のため、熱回収施設から供給される電力により、夜間に必要な照度を確保するために設けるとあります。本計画における外灯の電源は、太陽光発電また風力発電と熱回収施設から供給される電力の併用を考えればよろしいでしょうか。	太陽光発電もしくは風力発電による電源供給のみとする提案も可とします。
277	206	第5章	第2節	1	敷地条件	「管理棟は、工場棟と別棟とするが渡り廊下で接続すること。なお、工場棟建屋の接続箇所入口までの渡り廊下の工事は本所掌とする」とありますが、本所掌とは貴組合所掌を示しているものと考えてよろしいでしょうか。また渡り廊下の構造としては、鉄骨造とし、屋根及び外壁の仕様は工場棟に合わせてもよろしいでしょうか。	渡り廊下は事業者の所掌とします。また、渡り廊下の構造は、熱回収施設、リサイクルプラザ機能を含む管理棟それぞれの構造も考慮し提案してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
278	207	第5章	第2節	2 (3)	居室構成	居室構成(参考)についての人数等の諸条件は、所用諸室の建築設計仕様(参考)に記載の人数という理解でよろしいでしょうか。	主要諸室の建築設計仕様(参考)に示す人数を参考に、事業者提案とします。
279	209	第5章	第2節	5 (2) ⑤	実施設計業務	実施設計業務の中に⑤外構図がありますが、リサイクルプラザ機能を含む管理棟の設計業務に含まれる外構図の範囲は管理棟に必要な駐車場、車庫、道路、緑地と考えてよろしいでしょうか。その範囲をご教示願います。 また、リサイクルプラザ機能を含む管理棟の設計業務に含まれる外構の範囲は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	外構図については、ご理解のとおりです。 また、リサイクルプラザ機能を含む管理棟の設計業務にて設計した外構類の施工は、本組合が実施します。
280	210	第5章	第2節	6 (4) 3)	実施設計図書(案)	(4)提出図書 3)実施設計図書(案)の提出は平成26年6月30日までとなっておりますが、工事工程との調整により、提出時期を早め、管理棟の工事着工を前倒しすることは可能でしょうか。	不可とします。
281	211	第5章	第2節	6 (4) 5)	各種許可証	各種許可証の内容について御教示願います。	各種関係法令に基づく許認可通知証等になります。
282	211	第5章	第2節	7 (3)	その他	「工場棟(熱回収施設、リサイクル施設)に関連する電気設備、計装設備等のうち事業者が管理棟側に設計したものは、事業者が施工する」とありますが、この事業者が管理棟側に設計したものとして対象となるものを具体的に御教示願います。	工場棟(熱回収施設、リサイクル施設)に必要なデータ・映像及び相互連絡(緊急時も含め)に必要な設備は工場側と連携するため、配電・配信及び受電・受信を含め事業者側の所掌と考えています。具体の設備につきましては協議します。
283	213	第5章	第3節	1 (3) 1)	受電熱源	「電力は、プラント設備の受電による。熱源供給については、プラント設備の利用を検討する」とありますが、電力・熱源工事における貴組合との取り合い点としては、工場棟の外壁面としてよろしいでしょうか。	No.204に示すとおりです。
284	214	第5章	第3節	1 (3) 9)	環境モニタ	「モニタへの投影に必要な配線、受信設備等は、事業者が施工するものとする」とありますが、電源については、貴組合所掌の管理棟内の分電盤からの2次側配線を事業者範囲として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、管理棟内の分電盤の施工は事業者の業務範囲に含めます。
285	220	第5章	第3節	13	大研修室	見学者の想定最大受入人数を御教示願います。	100人とします。
286	223	第5章	第3節	19	車庫・倉庫	車庫に收容する公用車の仕様、台数をご教示願います。また、倉庫の必要面積もご教示願います。	公用車の仕様と台数は、乗用車:5台程度、倉庫の必要面積は、30㎡程度とします。
287	223	第5章	第3節	19	車庫・倉庫	車庫・倉庫は設計のみ事業者範囲と考え、施工は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。また想定される車庫の駐車台数及び駐車車両の仕様(サイズ等)、倉庫の必要面積・高さを御教示願います。	車庫・倉庫の施工所掌は、ご理解のとおりです。また、駐車台数、駐車車両の仕様、倉庫の必要面積はNo.286に示すとおりです。なお、高さは3.0m以上としてください。
288	224～ 227	別紙4			環境影響評価にかかる遵守事項(設計・建設期間中)	別紙4環境影響評価にかかる遵守事項(設計・建設期間中)について、事業者が行う工事の状況に応じて必要と思われる対策措置を行うものと考えてよろしいでしょうか。また保全対象項目にある動植物については、本工事前に施工される貴組合所掌の造成工事時に必要な対策措置を取っていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	別紙2					造成計画図のCADデータをご支給願います。	資料提供はいたしません。
290	別紙2					別紙2に記載の位置指定道路予定道路及び搬入道路について、道路完成時期を御教示願います。	No.50に示すとおりです。